

保護者 各位

富山県立大門高等学校  
校長 山下 行雄

## 新型コロナウイルス感染症による臨時休業と出席停止の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症についての臨時休業及び生徒の出席停止等の取扱いについては、次のとおりといたします。保健所から指示や要請があった場合、それに従ってください。

また、出席停止に該当する場合は学校へ速やかにご連絡いただきますようお願いいたします。

出席停止期間後に登校された際、保護者が記入する出席停止報告書をお渡ししますので、学校に提出してください。

## 1 学校の臨時休業の措置について

本校の生徒及び教職員等に感染者が発生した場合には、感染拡大の防止を図る観点から次の措置を実施いたします。

原則、感染した生徒が登校（教職員等が出勤）しなくなった日の前日から起算して14日間の休校とする。

## 2 生徒の出席停止の取扱いについて

	生徒の状況	出席停止の取扱いについて
1	生徒本人が感染した場合	学校保健安全法第19条に基づき、治癒するまで出席停止とする。
2	生徒が濃厚接触者として特定された場合	「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」の措置を取る。 その期間は新型コロナウイルス感染者と最後に濃厚接触した日から起算して14日間とする。 なお、この場合は生徒が無症状の時であっても、検査を受けることが望ましい。
3	生徒の家族が濃厚接触者として特定された場合	生徒が無症状の場合であっても「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」の措置を取る。 その出席停止期間は、家族等が新型コロナウイルスの感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して、さらに14日間とする。 なお、当該期間内に家族等に新型コロナウイルス感染症の陽性反応が出た場合は、生徒が家族等と最後に濃厚接触をした日から起算して、さらに14日間の期間を延長する。
4	生徒に発熱等の風邪の症状がみられる場合	無理をせずに自宅で休養してください。 *新型コロナウイルスに感染していると診断を受けていなくても、感染拡大防止のため必要であると学校長が判断した場合は、出席しなくてもよい日（出席停止等）として扱い、欠席にはなりません。

※「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とするときの目安は次のとおりです。

- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- ・医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合

## 新型コロナウイルス感染症（疑いを含む）についての出席停止報告書

富山県立大門高等学校長 殿

年 組 生徒氏名 \_\_\_\_\_

上記の者は、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるため、出席停止の報告書を提出します。

1 出席停止となる理由についてチェック✓をつけてください。

- 医療機関で新型コロナウイルス感染症と診断された。
- 新型コロナウイルス感染の疑いがあり、保健所等に医療機関の受診や自宅での待機を求められた。
- 風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が 4 日以上続いている場合
- 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- その他（例 微熱でも風邪の症状がある場合など）  
（ \_\_\_\_\_ ）

2 出席停止期間

令和 年 月 日（ ）～ 令和 年 月 日（ ）

3 医療機関名（受診した場合）及び受診日

受診日 令和 年 月 日（ ）

医療機関名

医師による指示事項

4 出席停止期間の様子（症状の経過）

上記の通り報告します。

令和 年 月 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印